

第二次

富岡町男女共同参画まちづくり 基本計画

令和7年度(2025年度) → 令和16年度(2034年度)



富岡町マスコットキャラクター
とみっぴー

令和7年(2025年)3月

富岡町

は じ め に

富岡町は、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から 13 年が経過し、町内居住者は震災前の 6 分の 1 程度に留まる中、帰還した方、新たに町民となった方など多様な方の関わり合いによって形成されております。

このような中、富岡町では、平成 19 年（2007 年）に策定した「富岡町男女共同参画まちづくり基本計画」によって、お互いの人権を尊重し合い、多様な生き方やライフスタイルを認め合うことができ、自分らしい生き方ができる社会を目指し取り組んできました。



昨今の社会・経済情勢の変化において、働き方や暮らしにも変化が見られ、ワーク・ライフ・バランスの理解や男性の家事・育児への参加など、意識は変わりつつあります。しかしながら、その一方で、社会の制度や慣行の中で形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っていることなどから、依然としてジェンダー平等社会の実現が進まず、多くの課題が残されているのが現状です。

こうした状況を踏まえ、取組を一層加速させるため、今後 10 年間に取り組むべき施策の指針とする「第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画」を策定いたしました。

ジェンダー平等意識の一層の浸透を図るとともに、多様性を認め合う社会の実現に向けた意識改革をはじめ、多様化に対応する包括的な取組を進め、「誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮できるまち」を基本理念とし推進してまいります。

本計画の推進には、町民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働が何よりも重要となりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様、真摯に議論を重ねご尽力を賜りました男女共同参画審議会委員の皆様、関係するすべての皆様により御礼と感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

富岡町長 山本 育男

目 次

第 1 部 計画の策定にあたって 1

第 1 部 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画の期間	4
(3) 意見の収集	4
(4) S D G s の視点によるジェンダー平等の推進	4
2 計画改定の背景	6
(1) 国の動向	6
(2) 県の動向	8
(3) 町の動向	8
(4) 直近年度の主な動き	9

第 2 部 富岡町の現状 11

第 2 部 富岡町の現状	13
1 人口等に関する状況	13
(1) 人口	13
(2) 町民の居住状況	14
(3) 外国人居住の状況	15
2 ジェンダー平等に関する状況	15
(1) 就業者の正規雇用の状況	15
(2) 女性労働力率	16
(3) 共働き率	16
(4) 配偶者による暴力の状況	17
3 アンケート調査の概要	17
(1) 調査概要	17
(2) アンケート調査結果の概要	18

第 3 部 計画の基本的な考え方 25

第 3 部 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	27
3 施策体系	28

第4部 施策の内容 31

第4部 施策の内容	33
基本目標Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革	33
基本目標Ⅱ 性別にかかわらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり ...	39
基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方の推進	43
基本目標Ⅳ 健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	48

第5部 計画の推進体制 53

第5部 計画の推進体制	55
1 推進体制の確立	55
2 計画の進行管理	56
3 関係機関との連携強化	56

資料編 57

資料編	59
○富岡町男女共同参画推進条例	59
○富岡町男女共同参画審議会規則	63
○男女共同参画社会基本法	64
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	70
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	88
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）	100
富岡町男女共同参画審議会委員名簿	108
用語集	109

第1部

計画の策定にあたって

第1部 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

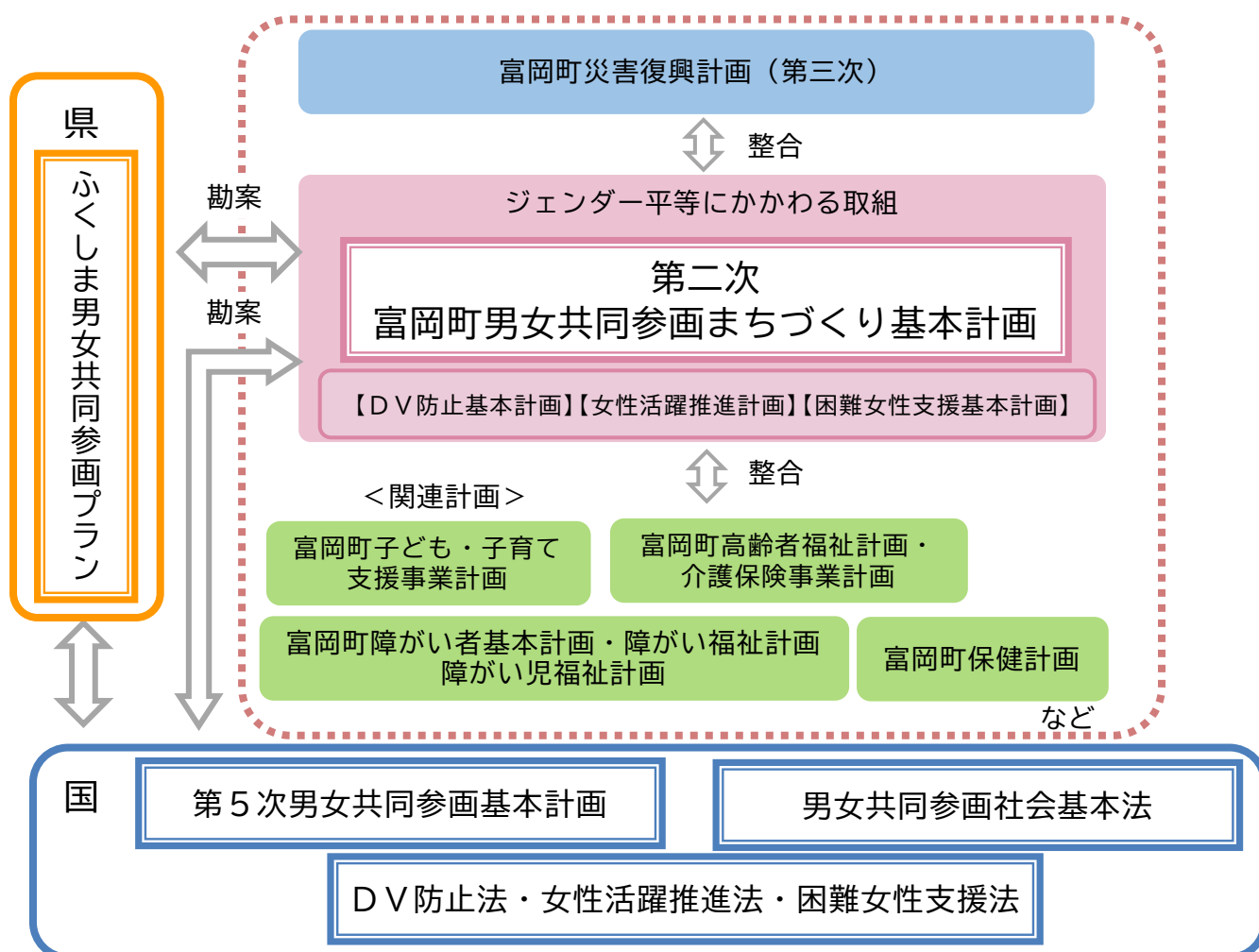
(1) 計画の位置づけ

本町においては、平成16年（2004年）に「富岡町男女共同参画推進条例」を制定し、その後平成19年（2007年）には「富岡町男女共同参画まちづくり基本計画」を策定し、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を進めてきました。

国においては、令和2年（2020年）に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定され、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備などの政策が示されています。また、福島県においても、令和3年（2021年）12月に「ふくしま男女共同参画プラン」が改定されており、国や各自治体において様々な取組が推進されています。

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画基本計画」及び富岡町男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する「基本計画」として、関連計画との整合性を図り、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を推進するため策定するものです。また、「DV防止法」「女性活躍推進法」「困難女性支援法」に基づく市町村計画として位置づけます。

【計画の位置づけ】



（２）計画の期間

本計画の推進期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。ただし、計画期間中の国や県をはじめ社会情勢等の変化に応じて計画内容の見直しを行います。

（３）意見の収集

計画策定にあたり、以下に掲げる方法等により、幅広い意見の聴取に努めています。

①ジェンダー平等に関する町民意識調査の実施

ジェンダー平等に関する町民の皆さまの意識や実態、ジェンダー平等施策への関心等を把握するため、令和5年（2023年）11月に、15歳以上の町民1,000人を対象とした町民意識調査を実施しています。

②「富岡町男女共同参画審議会」の開催

学識経験者や町民委員等の参画を求め、富岡町男女共同参画審議会を開催し、幅広い意見を反映しています。

③町民意見の聴取

町民の多様な意見を反映させるため、本計画に対するパブリックコメントを実施しました。

（４）SDGsの視点によるジェンダー平等の推進

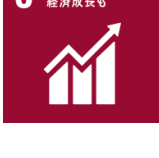
SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までを期限とする全世界共通の目標です。“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念に、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本計画の推進が、SDGsの達成に貢献することを明確に位置づけるため、基本目標ごとに関連するゴールを提示します。

なお、これまでの計画で「男女共同参画」と表記していた箇所を「ジェンダー平等」といった表記に変更していますが、法令や固有名称、国・県の取組に関する事項等については、「男女共同参画」という表現を使っています。



◆持続可能な開発目標（SDGs）

	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標10【不平等】 国内及び各国間での不平等を是正する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化		

参考：外務省国際協力局「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

2 計画改定の背景

(1) 国の動向

◆第5次男女共同参画基本計画の策定

平成11年（1999年）6月に施行された男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と示しています。

男女共同参画社会基本法に基づき、国では令和2年（2020年）12月に第5次男女共同参画基本計画が策定されました。第5次男女共同参画基本計画では「目指すべき社会」として4項目を掲げ、その実現により男女共同参画社会基本法が目指すジェンダー平等社会の形成促進を図るとしています。

第5次計画では、ジェンダー平等の取組を進めることについて、「男女」に留まらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものとしており、多様性の視点が強調されました。

第5次男女共同参画基本計画における「目指すべき社会」

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活気ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げている包摂的かつ持続可能な世界の現実と軌を一にした取組を行い、国際社会と強調する社会

◆女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の改正

働くことを希望するすべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために、平成27年（2015年）に女性活躍推進法が成立しました。これにより、女性活躍推進に向けた行動計画の策定・届出・公表が国や地方公共団体、事業主に義務付けられました。

令和元年（2019年）5月の改正では、一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表について、令和4年（2022年）4月1日から常用労働者数が101人以上の事業主も義務の対象となりました。また、常用労働者数301人以上の事業主の情報公表の内容についても変更されています。

女性活躍推進法の基本原則

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活躍と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職場生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活を家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

◆困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）の施行

令和6年（2024年）4月1日に、困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が施行されました。女性は、日常生活を営む上で女性であることにより様々な問題に直面することが多いため、そうした現状を改善し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を目的として福祉のさらなる推進を図っています。

◆LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）の施行

令和5年（2023年）に、性的マイノリティ（P20）の方々が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどを立法事実として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として制定されました。

◆配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の改正

平成13年（2001年）4月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として配偶者暴力防止法が成立しました。これまでの主な改正としては、平成25年（2013年）に法律の適用対象が生活の本拠をともにする交際相手に拡大され、令和元年（2019年）には、同伴する家族を適用対象に含め、児童相談所との連携が規定されました。

また、令和5年（2023年）5月の改正により、保護命令の対象に精神的暴力が含まれるようになったほか接近禁止命令等の期間の延長等、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

（2）県の動向

◆「ふくしま男女共同参画プラン」の改正

令和3年（2021年）に改定された新プランでは、計画推進の視点として、「人権の尊重と男女平等の実現」、「ジェンダーの視点の反映と多様な価値の尊重」、「女性の能力発揮と環境整備」、「公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な地域社会の実現」が示されています。

◆「福島県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」の策定

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年（2022年）法律第52号）第8条第1項及び第2項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する方針を定めるものとして令和6年（2024年）4月に策定されました。

計画推進の視点として、「女性の人権を尊重する意識の醸成」、「安心して相談できる支援体制の充実」、「困難な問題を抱える女性の安全な保護の実施」、「困難な問題を抱える女性の自立を支援する環境の整備」が示されています。

（3）町の動向

本町では、平成19年（2007年）6月に「富岡町男女共同参画まちづくり基本計画」を策定し、男女が互いの人権を尊重し合う社会を目指すため、6つの基本理念を柱に、ジェンダー平等の実現に向けて施策を推進してきました。

その後、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全町避難を余儀なくされました。平成29年（2017年）4月に町内の一部の地域で避難指示が解除されたものの、未だ多くの町民が町外へ避難している状況にあります。

このような中、本町では令和7年（2025年）3月に「富岡町災害復興計画（第三次）」が策定され、第三次復興計画で掲げる基本方針のうち、「ひとづくり」の施策として、『人権の尊重・男女共同参画・多文化共生の推進』に取り組むこととしています。

(4) 直近年度の主な動き

年	国	福島県	富岡町
平成31年 令和元年 (2019年)	「働き方改革関連法」施行 「女性活躍推進法等」の改正法成立(令和4年(2022年)4月1日までに順次施行) 「配偶者暴力防止法」の改正法成立(令和2年(2020年)4月1日施行) 「女性活躍加速のための重点方針2019」決定	ふくしま女性活躍応援会議開催	
令和2年 (2020年)	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定 「女性活躍加速のための重点方針2020」決定 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	ふくしま女性活躍応援会議開催	「富岡町災害復興計画(第二次)後期」策定
令和3年 (2021年)	「育児・介護休業法及び雇用保険法」の改正法成立(令和4年(2022年)4月1日から順次施行) 「候補者男女均等法」の改正法成立・施行 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」決定	「ふくしま男女共同参画プラン」改定(令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)) ふくしま女性活躍応援会議開催	
令和4年 (2022年)	「女性デジタル人材育成プラン」策定 「困難女性支援法」成立(令和6年(2024年)4月1日施行) 「AV出演被害防止・救済法」施行 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」決定	ふくしま女性活躍推進シンポジウム開催	
令和5年 (2023年)	「配偶者暴力防止法」の改正法成立(一部を除き令和6年(2024年)4月1日施行) 「LGBT理解増進法」施行 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」決定	ふくしま女性活躍推進シンポジウム開催	「男女共同参画に関するアンケート調査」実施
令和6年 (2024年)	「困難女性支援法」施行	「福島県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」策定 「福島県パートナーシップ制度」開始	「令和6年度富岡町男女共同参画講演会」開催

第2部

富岡町の現状

第2部 富岡町の現状

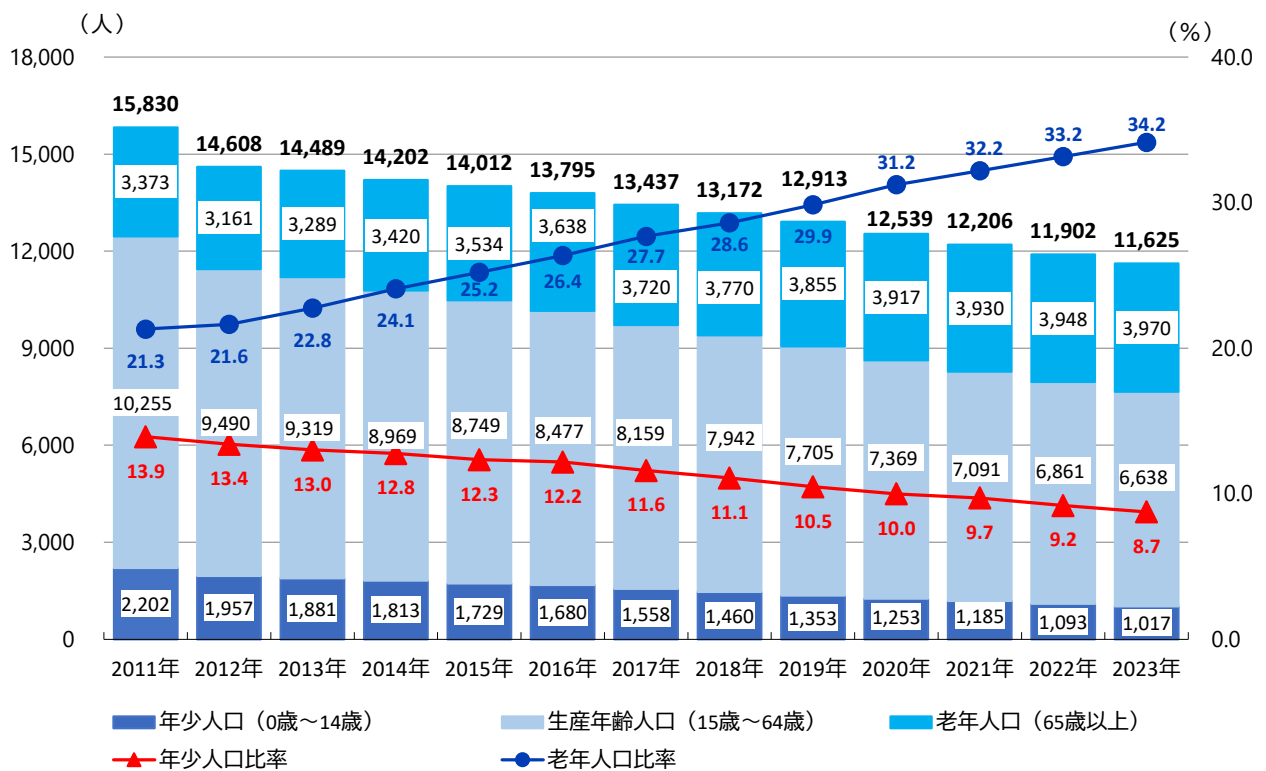
1 人口等に関する状況

(1) 人口

本町における人口は年々減少傾向にあり、人口構成比をみると、平成24年（2012年）時点では、年少人口が総人口の13.4%を占めていましたが、令和5年（2023年）時点では8.7%まで下降しています。

一方、老年人口比率は、平成24年（2012年）時点では21.6%でしたが、令和5年（2023年）時点では34.2%と3割台半ばを占めており、少子高齢化の進行が顕著であることがうかがえます。

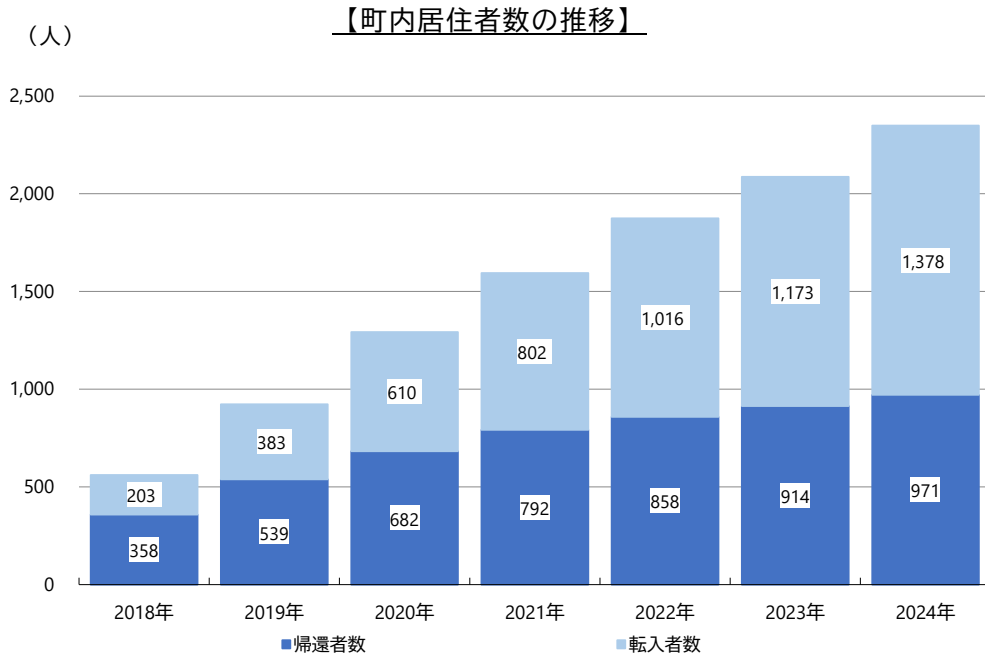
【総人口／年齢3区分別人口】



出典：富岡町役場住民課資料（各年3月31日時点）

(2) 町民の居住状況

平成29年（2017年）4月に一部地域で避難指示が解除され、令和6年（2024年）4月1日時点で町内居住者は1,651世帯、2,349人となっており、町へ帰還した住民は微増、仕事等によって新しく町民となられた方は急増の傾向がみられます。



出典：富岡町役場住民課資料（各年4月1日時点）

様々な事情により町外で生活している住民は令和6年（2024年）4月1日時点で、4,754世帯、9,059人となっています。町外居住者のうち、県内居住者が3,773世帯の7,371人、県外居住者が981世帯の1,688人となっています。

【県内市町村別避難者数】

市町村	避難者数	世帯数	市町村	避難者数	世帯数
福島市	151	90	会津美里町	4	3
会津若松市	58	27	西郷村	30	16
郡山市	1,548	805	泉崎村	11	7
いわき市	4,643	2,286	矢吹町	13	6
白河市	47	22	棚倉町	2	1
須賀川市	46	21	塙町	3	1
喜多方市	19	6	鮫川村	2	1
相馬市	38	21	石川町	1	1
二本松市	43	27	玉川村	6	2
田村市	104	72	平田村	5	3
南相馬市	96	51	浅川町	2	1
伊達市	18	8	古殿町	1	1
本宮市	25	13	三春町	139	71
桑折町	2	1	小野町	15	7
国見町	7	2	広野町	111	85
大玉村	107	61	檜葉町	35	26
天栄村	1	1	川内村	18	14
北塩原村	1	1	大熊町	4	4
西会津町	3	2	浪江町	1	1
磐梯町	3	1	新地町	8	4
			合計	7,371	3,773

【都道府県別避難者数】

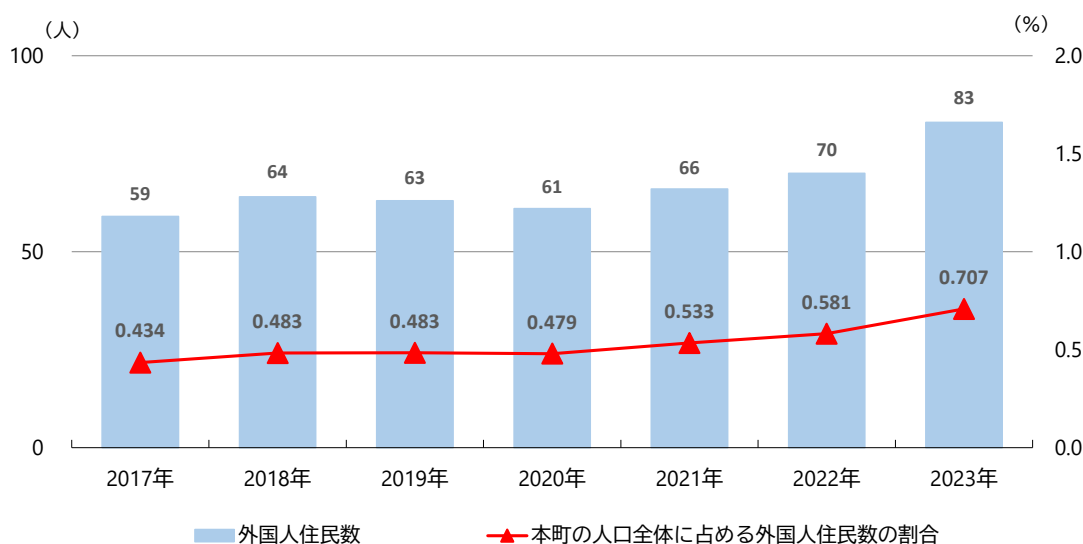
都道府県	避難者数	世帯数	都道府県	避難者数	世帯数
北海道	18	11	三重県	3	3
青森県	11	8	滋賀県	1	1
岩手県	9	5	京都府	2	2
宮城県	111	69	大阪府	5	4
秋田県	4	3	兵庫県	4	3
山形県	7	5	島根県	5	5
茨城県	384	200	岡山県	1	1
栃木県	112	67	広島県	1	1
群馬県	48	22	山口県	4	1
埼玉県	236	138	香川県	1	1
千葉県	212	118	愛媛県	1	1
東京都	226	147	高知県	3	1
神奈川県	109	71	福岡県	7	3
新潟県	85	40	佐賀県	3	1
石川県	2	2	長崎県	3	3
福井県	1	1	熊本県	2	2
山梨県	4	2	大分県	3	2
長野県	15	7	宮崎県	9	6
静岡県	24	13	鹿児島県	1	1
愛知県	7	6	沖縄県	2	2
			国外	2	2
			合計	1,688	981

出典：富岡町役場住民課資料（令和6年4月1日時点）

（３）外国人居住の状況

本町における外国人住民数の推移をみると、令和３年（2021年）以降増加傾向となっており、令和５年（2023年）では83人の外国人が町内に居住しています。

【外国人居住の状況】



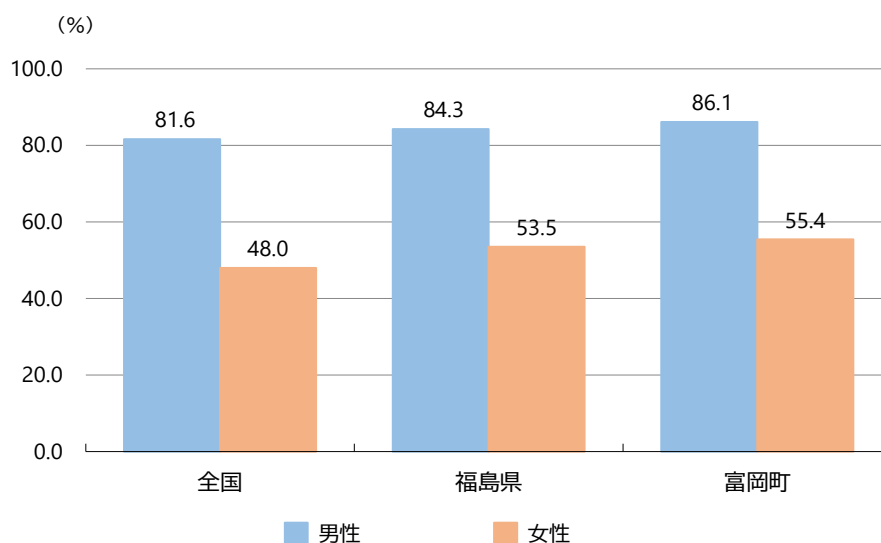
出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2 ジェンダー平等に関する状況

（１）就業者の正規雇用の状況

令和２年（2020年）における就業者の男女別正規雇用率をみると、全国・福島県・富岡町のいずれも男性に比べ女性の正規雇用率が低くなっていますが、全国の女性正規雇用率が48.0%、福島県が53.5%であるのに対し、富岡町では55.4%と全国・福島県に比べやや高くなっています。

【就業者の男女別正規雇用率（令和２年（2020年））/全国・福島県・富岡町】

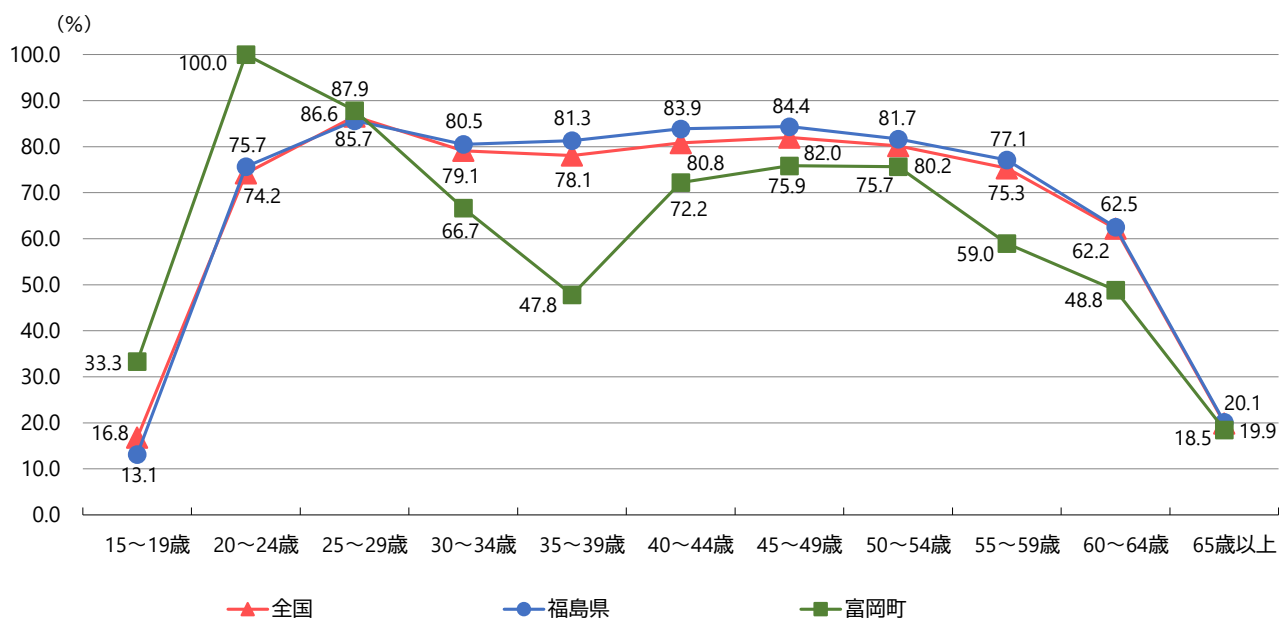


出典：国勢調査（総務省統計局）

(2) 女性労働力率

令和2年（2020年）における女性の年齢別労働力率をみると、15～29歳において全国・福島県に比べ高くなっている一方、30歳以上は低くなっており、特に35～39歳においては全国と比べ30.3ポイント、福島県と比べ33.5ポイント低くなっています。

【女性の年齢別労働力率（令和2年（2020年））／全国・福島県・富岡町】

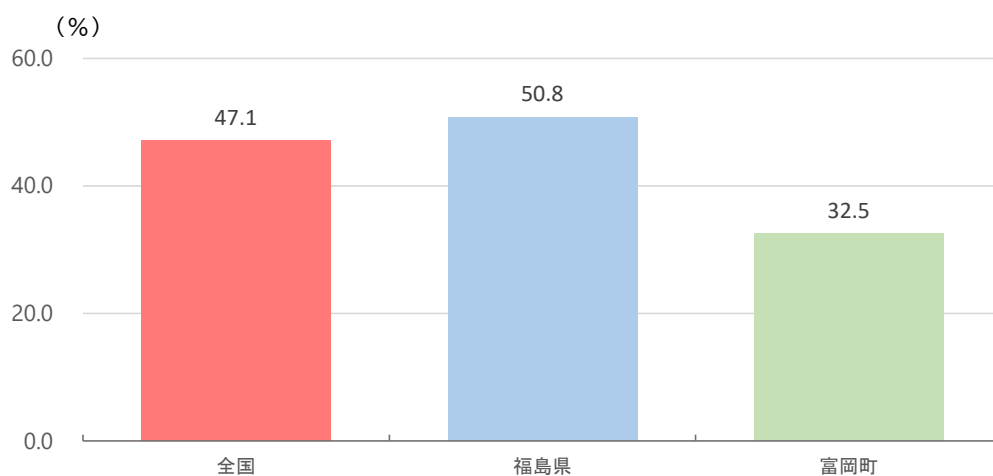


※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合
出典：国勢調査（総務省統計局）

(3) 共働き率

令和2年（2020年）における本町の共働き率は32.5%と、全国と比べ14.6ポイント、福島県と比べ18.3ポイント低くなっています。

【共働き率（令和2年（2020年））／全国・福島県・富岡町】



出典：国勢調査（総務省統計局）

（４）配偶者による暴力の状況

本町における配偶者による暴力の状況をみると、令和５年（２０２３年）における通報・届出件数が４件、このうち虐待と認定した件数が３件となっています。

【配偶者による暴力の状況】

（単位：件）

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
通報・届出件数	5	0	4	2	7	6	7	4
このうち虐待と認定した件数	3	0	1	0	5	1	2	3

出典：富岡町役場福祉課資料

３ アンケート調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、「男女共同参画まちづくり基本計画策定に係るアンケート調査」を実施しています。調査概要は次の通りです。

（１）調査概要

- 調査対象：15 歳以上の町民 1,000 人
- 調査方法：郵送配布・郵送回収・調査票に記載の URL や QR コードからの WEB 回答併用
- 調査期間：令和５年（２０２３年）11 月 6 日～11 月 22 日
- 調査内容：男女の地位の平等感、家庭・結婚観、こどもの教育、仕事・生活について
人権とパートナー間の暴力に関することについて
女性活躍について
富岡町のジェンダー平等に関する取組について など

(2) アンケート調査結果の概要

<調査結果の見方>

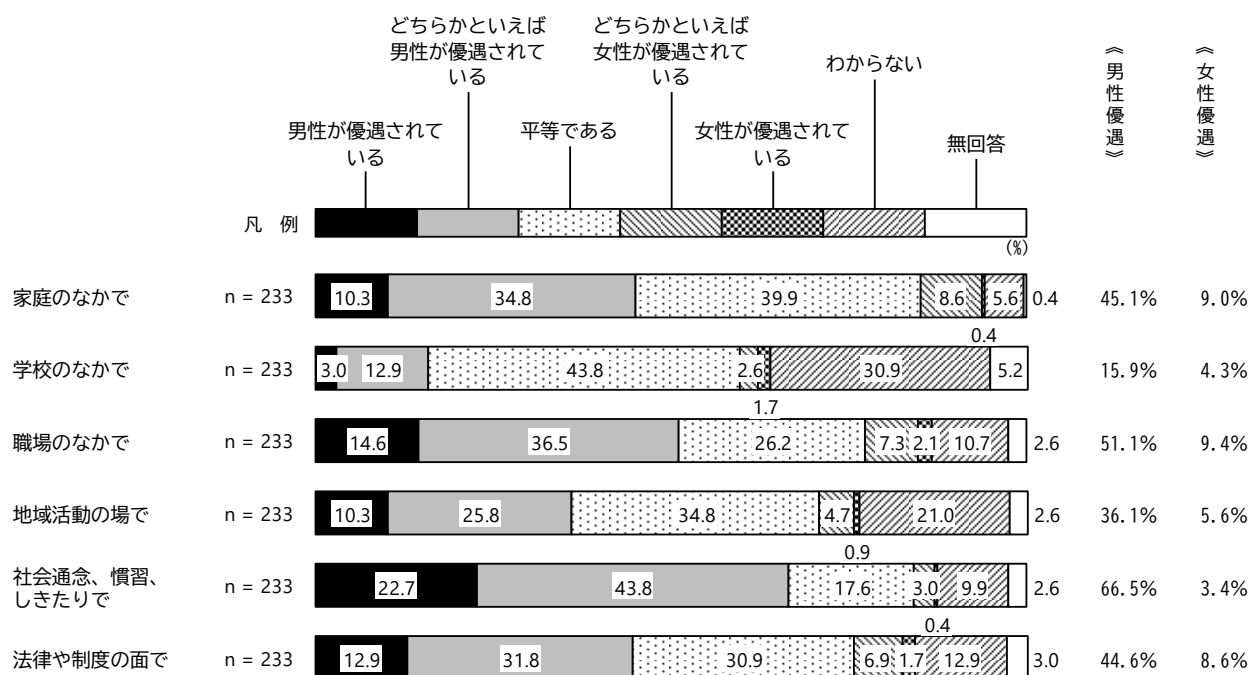
- 図表の中の「n」は、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています。
- 回答割合は百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、回答割合の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問では、回答割合の合計が100.0%を上回ることがあります。

① 男女の地位の平等感

アンケート結果によると、『学校のなかで』は「平等である」と感じる割合が43.8%と高くなっていますが、それ以外の分野では、『男性優遇』が『女性優遇』を大きく上回っています。特に『社会通念、慣習、しきたりで』では『男性優遇』が66.5%と6割超となっており、「平等である」と感じる割合は17.6%と2割未満となっています。

【各分野の中での男女の地位の平等さ】

全体集計



※グラフ右の割合は、以下の通り二つの選択肢の回答割合を合算したもの

《男性優遇》＝「男性が優遇されている」＋「どちらかといえば男性が優遇されている」

《女性優遇》＝「女性が優遇されている」＋「どちらかといえば女性が優遇されている」

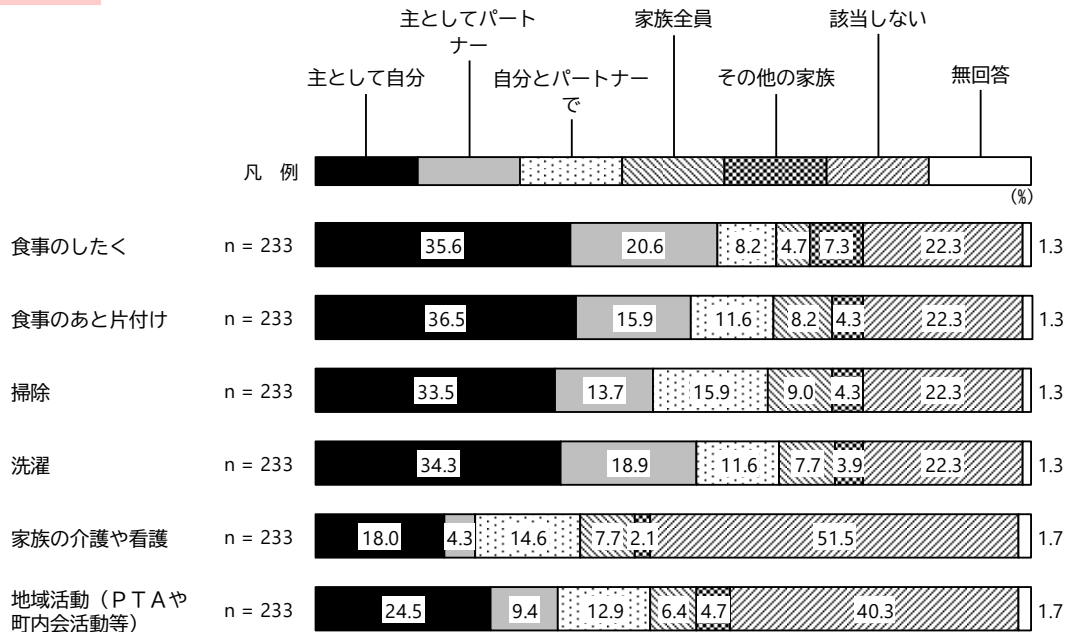
なお、四捨五入の関係で、合算値と個別の割合の単純な足し上げ値が合わない場合があります（以降の回答割合の合算値を掲載している箇所も同様）

② 男女の役割分担について

家事の分担をたずねたところ、いずれの項目も「自分とパートナーで」は1割前後となっており、「主として自分」か「主としてパートナー」のどちらかに偏っている傾向にあります。また、女性の人権が尊重されていないと感じることをたずねたところ、『女は家庭』『女は補助的仕事』など、男女の固定的な役割分担意識や価値観を押し付けること」が60.5%と、最も高くなっています。

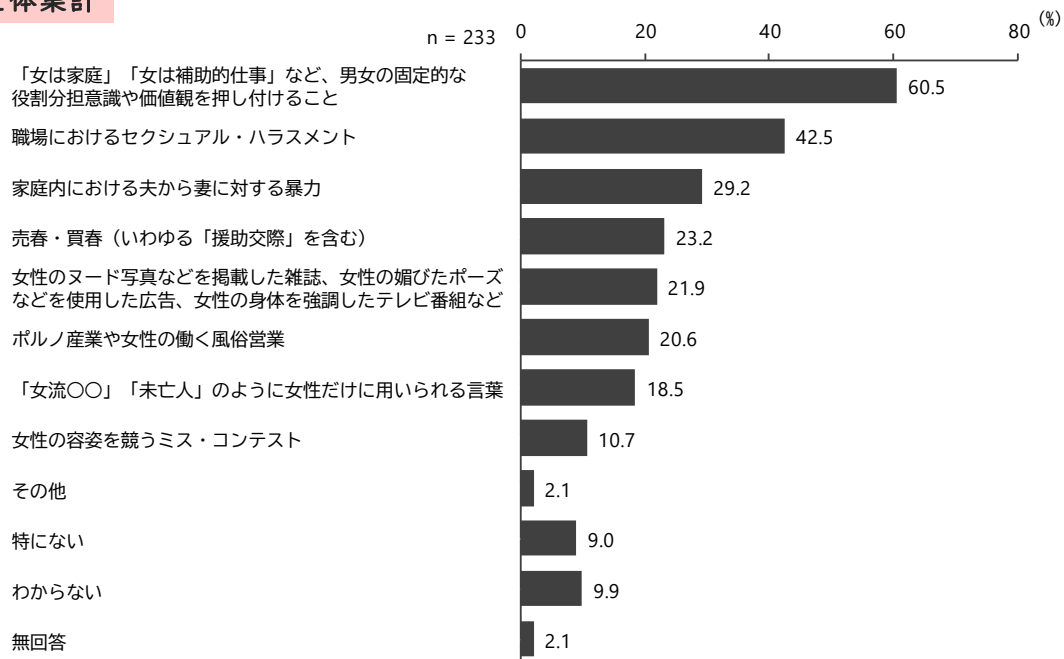
【家事の分担】

全体集計



【女性の人権が尊重されていないと感じること】

全体集計



※複数回答可

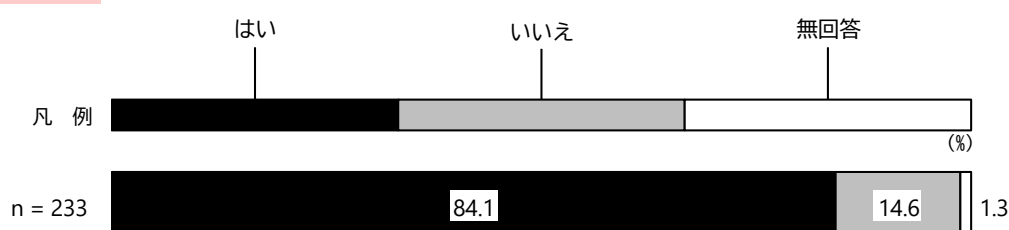
③ 性的マイノリティという言葉の認知度について

性的マイノリティという言葉の認知度については、「はい」が84.1%と、8割以上を占めています。また、性的マイノリティ（またはLGBT等）の方が生活しづらい社会だと思うかについてたずねたところ、《そう思う》は74.7%となっており、性的マイノリティの方が生きづらいというイメージを広く持たれていることがわかります。

一方で、「パートナーシップ制度」の認知度は「言葉の意味をよく知っていて、社会の課題として認識している」と「言葉の意味は知っている」を足し合わせた《言葉の意味まで知っている》は42.5%と半数未満となっています。

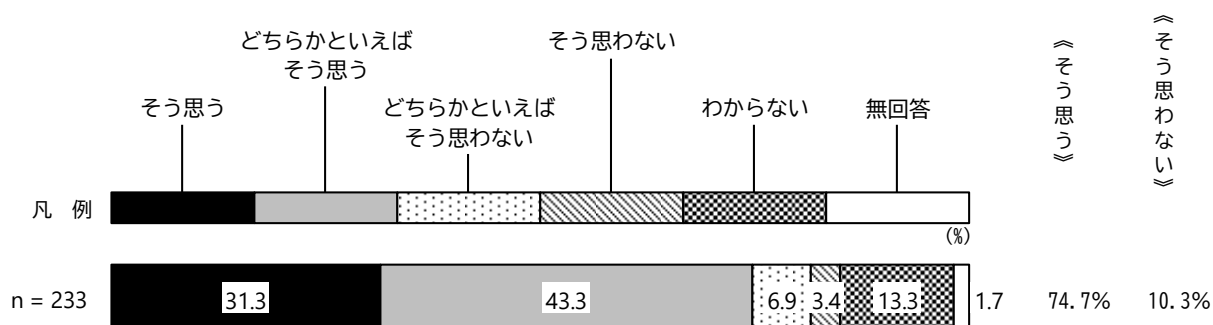
【性的マイノリティ（またはLGBT等）という言葉を知っているか】

全体集計



【性的マイノリティ（またはLGBT等）の方が生活しづらい社会だと思うか】

全体集計



性的マイノリティ

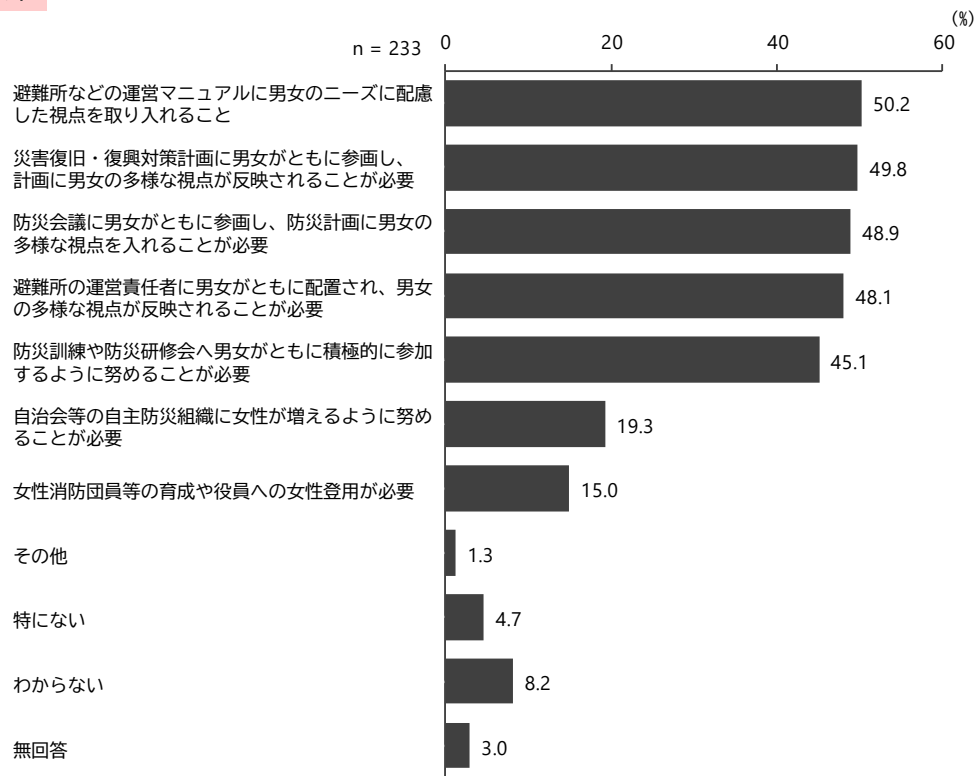
恋愛対象が同性や両性の方、出生時に診断された性と自認する性が異なる、あるいは自分の性がはっきりしないなどといった人々を広く表す総称のこと。「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」と呼ばれることもあります。

④ 防災分野におけるジェンダー平等について

防災・災害対策において、ジェンダー平等を推進していくために必要なことについては、「避難所などの運営マニュアルに男女のニーズに配慮した視点を取り入れること」（50.2%）、「災害復旧・復興対策計画に男女がともに参画し、計画に男女の多様な視点が反映されることが必要」（49.8%）、「防災会議に男女がともに参画し、防災計画に男女の多様な視点を入れることが必要」（48.9%）、「避難所の運営責任者に男女がともに配置され、男女の多様な視点が反映されることが必要」（48.1%）などが多く挙げられており、防災・災害対策においても、ジェンダー平等を推進していくために、男女のニーズに配慮した視点や、多様性配慮の視点などが必要とされています。

【防災・災害対策において、ジェンダー平等を推進していくために必要なこと】

全体集計



※複数回答可

⑤ ジェンダー平等について町が特に力を入れて取り組むべきこと

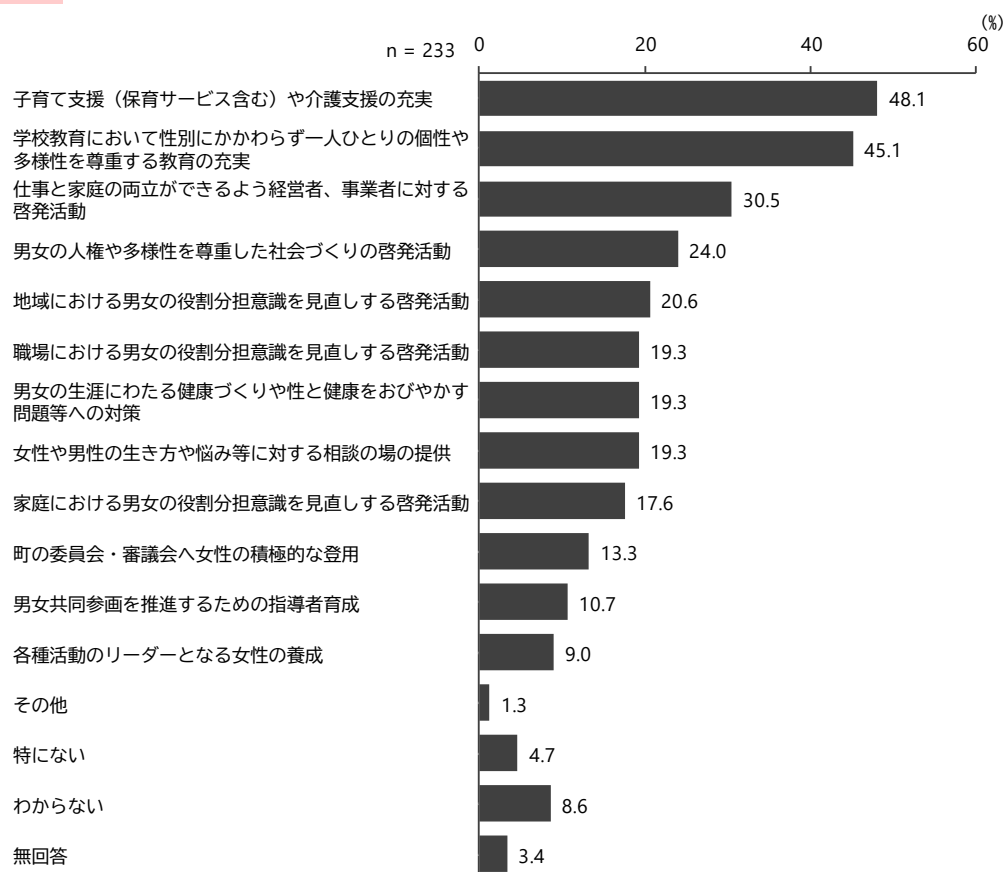
ジェンダー平等社会の形成のため、富岡町が力を入れたらよいこととして、「子育て支援（保育サービス含む）や介護支援の充実」（48.1%）、「学校教育において性別にかかわらず一人ひとりの個性や多様性を尊重する教育の充実」（45.1%）が多くなっています。

男性の参画へ向けた取組では「夫婦や家族間でのコミュニケーションを取ることで」「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」といった男女間での気持ちや意識の違いに関する回答が、女性の社会参画へ向けた取組では「男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改める」といった社会通念やしきたりに関する回答が多くなっています。

ジェンダー平等の取組が町全体として行われていくよう、情報の提供や必要な支援の提供に努めていくことが必要となります。

【ジェンダー平等社会の形成のため、富岡町が力を入れたらよいこと】

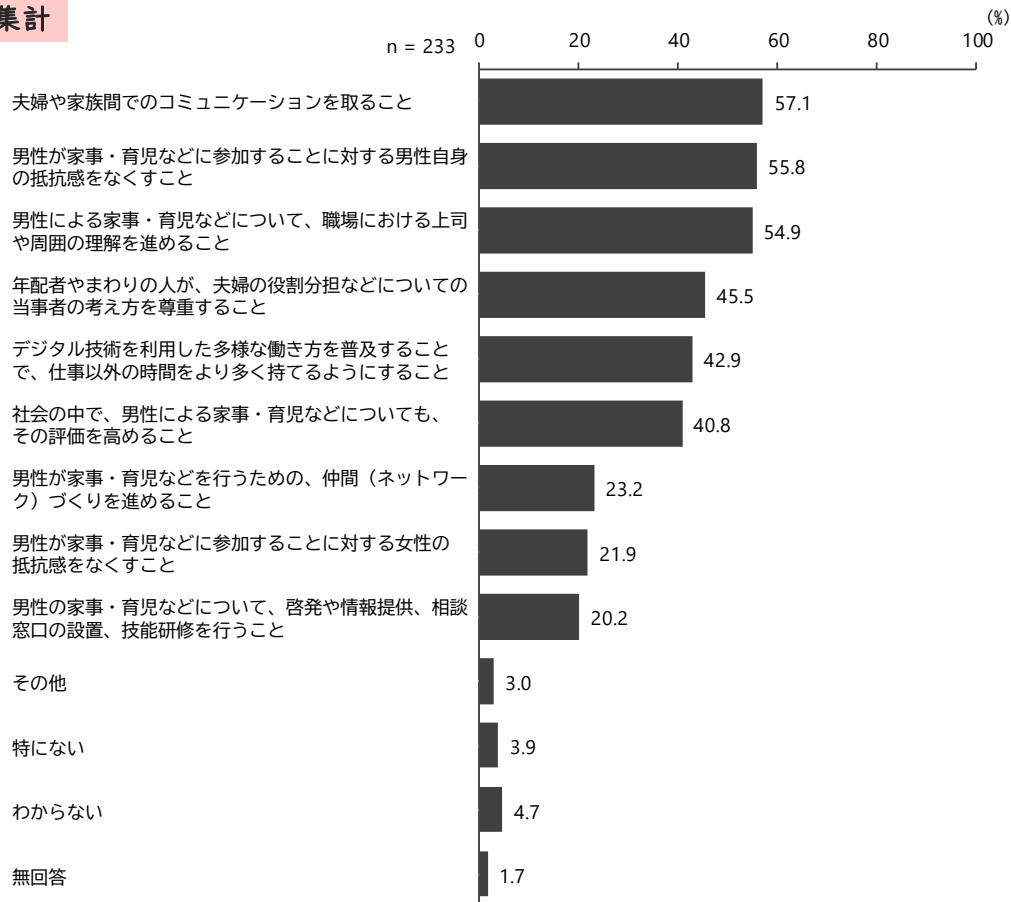
全体集計



※複数回答可

【今後、男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するために必要なこと】

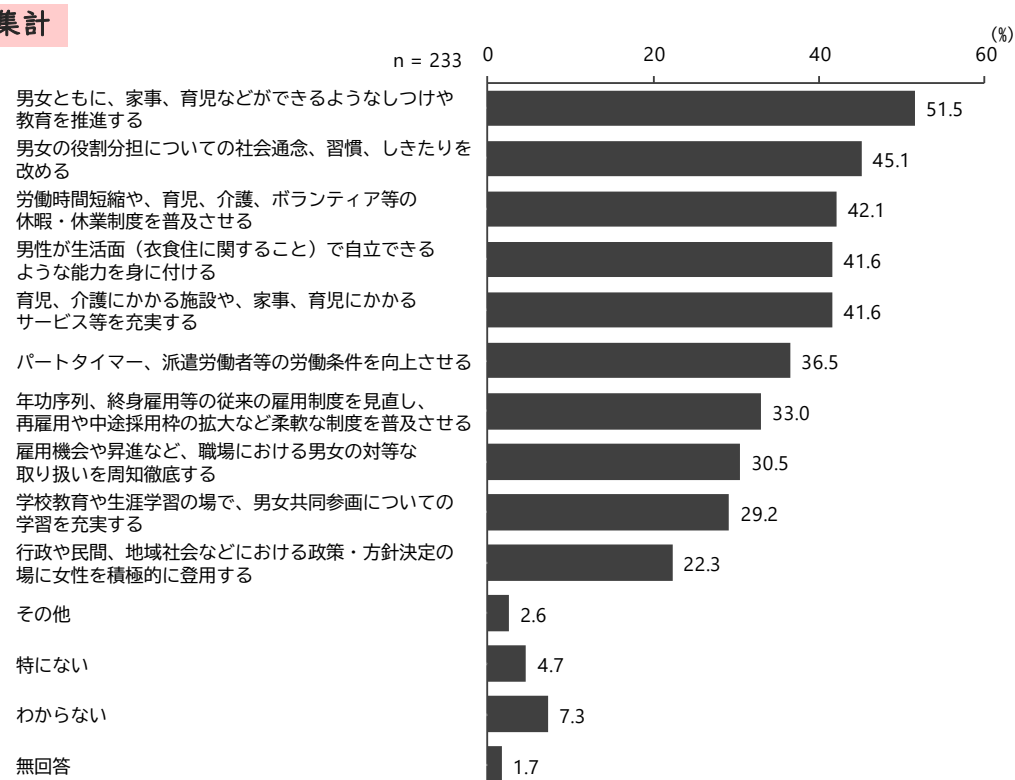
全体集計



※複数回答可

【女性が仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要なこと】

全体集計



※複数回答可

第3部

計画の基本的な考え方

第3部 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく
個性と能力を十分に発揮できるまち

我が国では、少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など、社会経済環境は大きな変化を続けており、それに合わせ人々の価値観や生活スタイルも変化し、ジェンダー平等の重要性が一層高まっています。

本町は、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、長期にわたる全町避難指示がなされ、現在、町内居住者は少しずつ増えてきているものの震災前の6分の1程度に留まる中、帰還する道を選択した人、帰還しない道を選択した人、今は判断できない・判断せず避難を継続する人、新たに町民の仲間入りをした人、町外から町を応援してくれる人など、多様な方の関わり合いによって形成されています。

このような中、町民一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくりを目指すためには、互いの人権を尊重し合うとともに、個性や意思、能力を十分に発揮できるよう、お互いを認め合い、支え合うことが重要です。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を「誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮できるまち」とし、本計画におけるジェンダー平等の目指す姿とします。

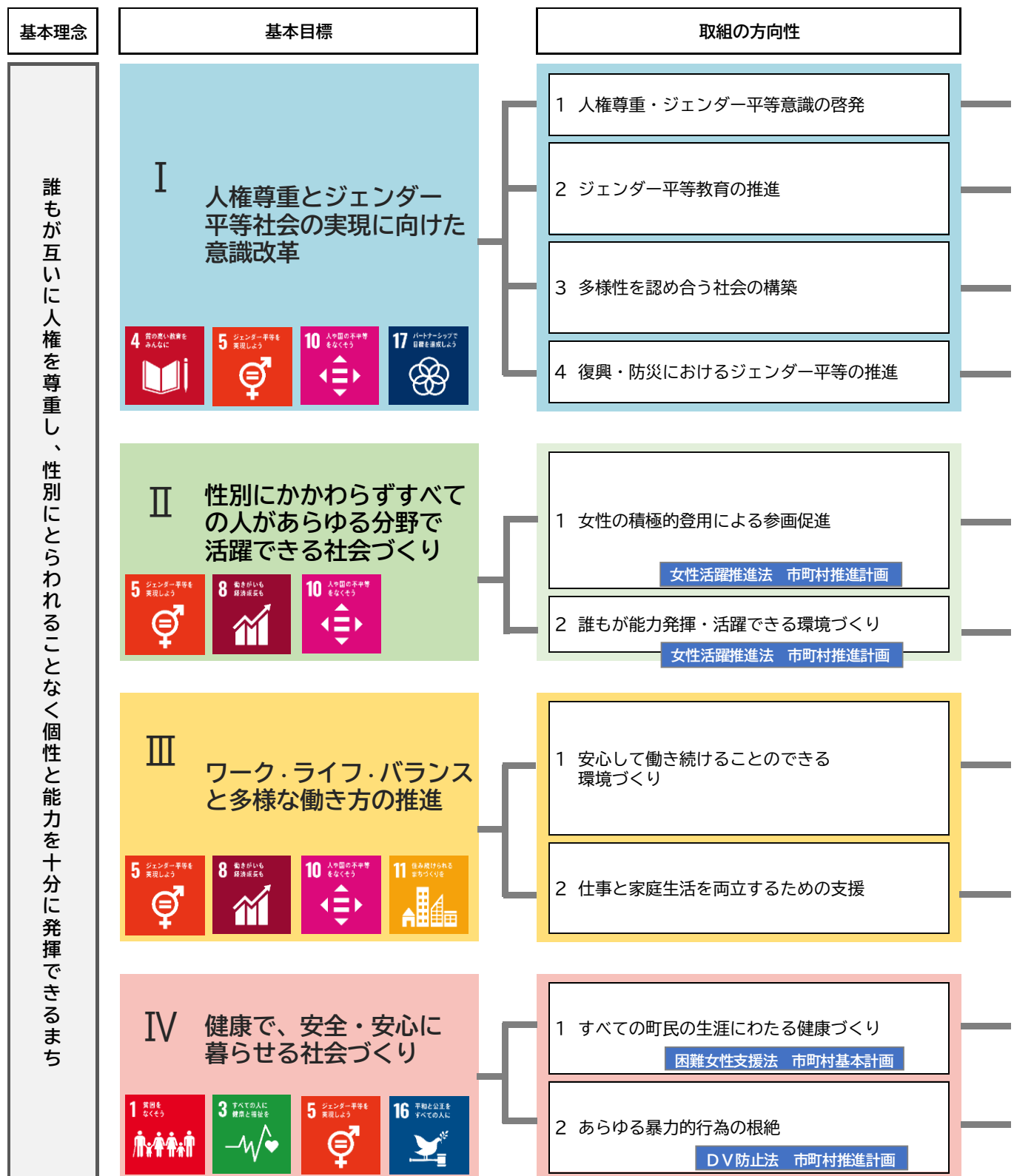
2 基本目標

本計画では、ジェンダー平等社会の実現を目指し、基本理念を達成するため、次の4つの基本目標に基づいて施策を展開します。

- I 人権尊重とジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革
- II 性別にかかわらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
- III ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方の推進
- IV 健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

なお、国の「SDGs実施指針」において、「地方自治体において、様々な計画にSDGsの要素を反映すること」とされていることを踏まえ、基本目標ごとに、関連するSDGsの主な目標を示すものとします。

3 施策体系



基本施策	
	(1) ジェンダー平等に関する情報収集・提供の充実
	(1) 学校や企業等におけるジェンダー平等教育の推進 (2) 家庭や地域における慣行の見直しとジェンダー平等学習の推進
	(1) 多様な性を尊重する意識の醸成 (2) 国際的理解と多文化共生の推進
	(1) ジェンダー平等やLGBTQ等への配慮の視点を取り入れた地域の復興・防災体制の推進
	(1) 町の附属機関などにおける女性委員の登用の促進 (2) 行政の女性職員の登用の促進と能力発揮 (3) 企業・団体・自営業における女性の参画の促進
	(1) 男女の多様な働き方に関する支援
	(1) 就労環境の整備の促進 (2) 労働環境（就労環境）改善のための情報提供・啓発 (3) 男女の産育・介護休暇取得の促進
	(1) 多様な子育て支援の充実 (2) 包括的な介護サービス・相談体制の充実
	(1) 生涯にわたる心身の健康支援 (2) 生活上の困難を抱える方への支援
	(1) あらゆる暴力の防止・根絶に向けた広報・啓発・教育 (2) 被害者の安全確保と相談・支援体制の充実

第4部

施策の内容

第4部 施策の内容

基本目標Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革



現状と課題

ジェンダー平等社会を実現していく上で、課題として挙げられるものに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があります。こうした意識は次第に変わりつつありますが、未だに残っており、これに基づく社会制度や慣行などが、個人の行動を制限し、女性だけでなく、男性の多様な生き方の選択や能力発揮を妨げる要因ともなっています。

各分野におけるジェンダー平等の意識について、町民意識調査結果では、「平等である」と答えた人が最も多かったのは『学校のなかで』（43.8%）となっています。また、『男性優遇』（「男性が優遇されている」＋「どちらかといえば男性が優遇されている」）と回答した人の合計が多かったものは「社会通念、慣習、しきたりで」（66.5%）及び「職場のなかで」（51.1%）となっており、これらの分野については、5割を超える人が男性優位の社会であると感じているということがわかります。

ジェンダー平等社会を実現するためには、個人を尊重する人権意識の醸成とともに、一人ひとりの固定的な性別役割分担意識の見直しが必要です。様々な場において、社会のしきたりや慣行をジェンダー平等の視点で見直すとともに、ジェンダー平等・多様性に関する認識を深め、定着を図るため、意識啓発や広報を積極的に展開し、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を充実させていく必要があります。

さらに、地域の災害時等に、女性と男性、またLGBTQ等の方では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、ジェンダー平等やLGBTQ等の視点で、防災・減災への取組及び、避難所運営や被災者支援等を実施することが求められています。

町では、引き続き地域や関係団体、民間事業者と連携し、ジェンダー平等意識を醸成する教育と生涯学習の充実を推進するとともに、各分野における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るための意識啓発、情報提供を推進していきます。

取組の方向性 1 人権尊重・ジェンダー平等意識の啓発

ジェンダー平等に向けた意識の醸成を促し、社会に根強く残る、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、あらゆる世代に様々な機会を通じて意識啓発を推進します。

(1) ジェンダー平等に関する情報収集・提供の充実

未だ残る固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、あらゆる世代への情報提供などを通じてジェンダー平等への意識啓発を推進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①セミナーや講演会の開催	老若男女問わず幅広い層に向けて、ジェンダー平等に関する町民の知識や理解が深まるようジェンダー平等の視点を踏まえたセミナーや講演会を開催します。	生涯学習課
②広報紙などによる情報発信・啓発活動の実施	ジェンダー平等に関する情報収集に努め、広報紙やホームページ等を活用し、より充実した情報発信や啓発活動を行います。	生涯学習課
③町の刊行物における表現の配慮	ジェンダー平等の視点に立った表現やイラスト等の適正化を図ります。	全庁
④人権擁護委員による人権啓発活動の実施	人権にかかわる相談を受け、問題解決のお手伝いを行います。また、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行います。	住民課
⑤町職員研修の実施	ジェンダー平等の理解醸成やハラスメント防止のため町職員の研修を実施します。	総務課 生涯学習課

取組の方向性2 ジェンダー平等教育の推進

ジェンダー平等の意識を育てるため、家庭教育や学校教育、地域での学習の場において、あらゆる世代が生涯を通してジェンダー平等の学習に取り組めるよう推進します。

(1) 学校や企業等におけるジェンダー平等教育の推進

学校教育・社会教育など様々な場面において、ジェンダー平等の視点に立った教育・学習を推進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①こども園・小学校・中学校等におけるジェンダー平等及びLGBTQ※等理解教育の推進	学校教育全体を通して、園児・児童・生徒の発達段階に応じて、人権の尊重やジェンダーにとらわれない教育やLGBTQ等の理解促進を図ります。 小・中学生を対象に、「自分を大切にする」という視点から生命の大切さを理解し、自他を大切にする行動がとれるよう、学校と連携し正しい知識普及のため思春期保健事業を実施します。 性別にとらわれることなく多様な進路の選択や職業意識の醸成が図られるよう、職場体験や企業見学など様々なプログラムを提供・実施します。	教育総務課 生涯学習課
②教職員等への理解の促進	こども園・小学校・中学校等の関係職員のジェンダー平等やLGBTQ等理解に関する研修会や講演会などの参加を促進し、ジェンダー平等理解に努めます。	教育総務課 生涯学習課
③男女混合名簿の継続	こども園・小学校・中学校等の男女混合名簿を継続し、活用します。	教育総務課
④企業や団体等への啓発活動	企業や団体等のジェンダー平等やLGBTQ等理解に関する研修会や講演会などの参加を促進し、ジェンダー平等意識の啓発を行います。	生涯学習課

※P109 用語集参照

（２）家庭や地域における慣行の見直しとジェンダー平等学習の推進

家庭や地域において、あらゆる世代が生涯を通して、さらなるジェンダー平等を促進する学習機会を提供します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による慣行の見直し	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・無意識の思い込みについて、偏見に対する自覚を促し、意識改革や行動変容につなげるため広報紙やホームページ等を活用し、広報・啓発を行います。	生涯学習課
②ジェンダー平等の視点に立った生涯学習の推進	生涯学習の分野においてジェンダー平等の視点を取り入れた学習内容を取り入れます。	

取組の方向性3 多様性を認め合う社会の構築

誰一人取り残さない安心して暮らせる社会の実現のため、性の多様性や多文化共生について意識の醸成を図るとともに、支援体制の充実を図ります。

（１）多様な性を尊重する意識の醸成

性的指向や性自認などを理由として、困難な状況に置かれている人々の人権が尊重されるよう、多様な性を尊重する環境づくりを推進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①多様な性に対する理解の促進	多様な性に対する固定観念や偏見、差別を払しょくするため、理解の促進や啓発を行います。	生涯学習課
②多様な性を尊重する行政サービスの実施	各種申請書等の性別欄の見直しや、町職員の言葉遣いなど、多様な性を尊重した行政サービスの提供に努めます。	全庁

（２）国際的理解と多文化共生の推進

国籍や民族などを問わず多様なルーツを持つ住民が互いに認め合い、豊かな共生関係を築くことは、ジェンダー平等の視点からも重要であることから、様々な機会を通じて国際的理解と多文化共生の取組を推進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①外国人住民への支援	多言語での生活情報の発信や、外国人住民向けの日本語教室の開催、相談対応等を行い、外国人住民の支援に取り組みます。	生涯学習課
②異文化理解の促進	多文化共生の推進に向けて、姉妹都市・友好都市との交流親善の一層の進展及び相互国際理解と友好を深めるため、現在実施している小中学生のオンライン国際交流事業を継続して実施します。	教育総務課 生涯学習課
	学校教育の場において、ALTによる授業等を通し、小中学生の異文化理解を深めます。	教育総務課 生涯学習課
	多文化共生の地域づくりと国際化を図るため、富岡町国際親善交流協会の加盟組織の現状把握と課題分析を行い、協会の活動に取り組みます。	生涯学習課

取組の方向性4 復興・防災におけるジェンダー平等の推進

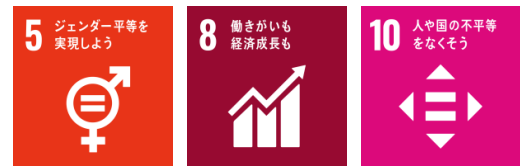
一人ひとりが安全で安心に暮らせる地域づくりの実現のために、ジェンダー平等やL G B T Q等への配慮の視点による、復興・防災の積極的な取組を促進します。

(1) ジェンダー平等やL G B T Q等への配慮の視点を取り入れた地域の復興・防災体制の推進

女性を含めた多様な主体による自発的な防災活動への参画を促進するとともに、防災・災害対策に高齢者や障がい者、外国人、L G B T Q等も含めた多様な背景を持つ方々の視点を反映するよう取り組みます。

施策・事業名	取組内容	担当課
①ジェンダー平等やL G B T Q等への配慮の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進	ジェンダー平等やL G B T Q等への配慮の視点による災害対応について、性別や年齢、国籍等にかかわらず、参加型・体験型の学習機会を提供し、防災意識の高揚を図ります。	生活環境課
	県男女共生センター等が実施する復興・防災関連のジェンダー平等やL G B T Q等への配慮を推進する事業について、広報を行います。	生涯学習課
②ジェンダー平等やL G B T Q等への配慮の視点を踏まえた避難所運営	災害時の避難所運営にあたり、ジェンダー平等やL G B T Q等への配慮の視点による、テントや段ボールでのプライバシーの確保や名簿の性別欄の工夫、「だれでもトイレ」の設置など男女のニーズの違いやL G B T Q等に配慮した運営に努めます。	生活環境課

基本目標Ⅱ 性別にかかわらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり



現状と課題

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画することは、多様性と活力を高めることにつながり、社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある持続可能な地域社会づくりをする上で非常に重要です。

本町の令和2年（2020年）における女性の年齢別労働力率をみると、15～29歳においては全国・福島県に比べ高くなっている一方、30歳以上は低くなっており、特に35～39歳においては全国と比べ30.3ポイント、福島県と比べ33.5ポイント低くなっています。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、柔軟で働きやすい職場環境の整備や創業支援などを行い、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる地域社会の実現を目指します。

また、国際社会においては、平成27年（2015年）に国連で決定された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、政治・経済・公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保が掲げられています。政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、我が国の社会にとっての最重要課題でもあり、国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、改めて強調する視点の一つとして挙げられています。

本町においても、ポジティブ・アクションによる、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することが必要です。

取組の方向性 1 女性の積極的登用による参画促進

政策・方針決定過程において、男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、様々な分野において女性の参画促進を図ります。

(1) 町の附属機関などにおける女性委員の登用の促進

ジェンダー平等の視点に立ち、審議会委員等の割合ができる限り性別の偏りがないよう環境整備に努めます。

施策・事業名	取組内容	担当課
①女性委員の登用の促進	審議会や委員会等の附属機関における女性委員の割合が増えるよう、積極的に女性の登用に努めます。	全庁
	幅広い分野から女性参画を進めるために、推薦団体との調整や公募制度などにより女性の登用を積極的に推進します。	

(2) 行政の女性職員の登用の促進と能力発揮

ジェンダー平等社会の推進のため、男女間の格差のない管理職等への登用等を促進するなど、女性職員の能力向上とキャリア形成の支援に努めます。

施策・事業名	取組内容	担当課
①男女の偏らない町職員採用と能力発揮	男女の比率が偏らない職域の拡大を促進します。	総務課
②町職員の能力向上とポジティブ・アクションの推進	町職員の各種研修機会の充実を図り、職員の計画的な能力向上とキャリア形成に努めます。また、産育・介護休業等の休職中の職員にも、復帰後に研修機会を付与します。	総務課
	性別による職域の向き不向きや特定の職場にこだわることなく職員を配置し、男女間の格差のない職場環境改善に努めます。	
	多様な視点や能力を町政に活かすため、管理職への女性の積極的な登用を推進します。	

（３）企業・団体・自営業における女性の参画の促進

女性があらゆる分野に参画し、自らの能力を発揮し活躍できるよう、女性自身の積極的向上やエンパワーメントを支援する機会を提供し、人材育成を推進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①企業・団体・自営業への啓発活動	ポジティブ・アクションの普及に努め、企業等における取組の積極的な実施を促進します。	産業振興課
②女性のエンパワーメント等活動への支援	町内会や地域自治組織など地域活動に取り組んでいる女性の活動を推進します。	全庁
③経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	各関係団体等と連携のもと、自営業に携わる女性の能力や技術の向上を図るための情報や研修会等の学習機会を提供します。	産業振興課
④福島県次世代育成企業認証制度（「働く女性応援」中小企業認証）の普及啓発	福島県次世代育成支援企業認証制度を利用し、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を増やし、企業価値を高める支援につなげていきます。併せて、町内事業者に対し、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定に向けての情報提供、策定の働きかけに努めます。	生涯学習課

取組の方向性2 誰もが能力発揮・活躍できる環境づくり

性別にかかわらずすべての人が能力を発揮、活躍できる就労の場づくりを推進します。

(1) 男女の多様な働き方に関する支援

女性の活躍推進やあらゆる立場の人が働きやすい環境づくりを進めるという観点から、各種支援施策を展開していきます。

施策・事業名	取組内容	担当課
①誰もが働きやすい環境の整備	産育・介護休暇等取得推進を目的とした支援制度について、事業者には周知を図り活用を促進します。 ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止について広報紙やホームページ等で事業者に対し周知啓発するとともに、女性が働きやすい環境の整備に取り組む事業者の事例などを紹介します。	生涯学習課
②県男女共生センター等主催の各種研修・講座の広報・周知	県男女共生センター等が主催する各種研修・講座について、町民・町職員向けの広報・周知を行います。	生涯学習課
③職業能力を高めるための情報・学習機会の提供	職業能力を高めるため、技術取得や資格取得につながる講座等の学習機会の情報提供や、資格取得や職業訓練実施の支援を目的とした制度の周知を図り、活用を促進します。	全庁

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方の推進



現状と課題

少子高齢化の進展や労働人口の減少、家族形態の変化などの状況が生じている中においては、性別にかかわらず、一人ひとりが健康を維持し、自己実現を可能としながら、子育てや介護を含め家族が安心して暮らしていくために、多様な生き方を選択できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現も重要性を増しています。

ワーク・ライフ・バランスを実現することは、従来の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男性の長時間労働の是正や、家庭生活・地域活動への参画の促進、女性の就業継続や政策・方針決定過程への参画の拡大などにつながるものであり、男女があらゆる分野で参画し、活躍していく上でも不可欠です。事業所にとっても優秀な人材確保につながるなど地域社会・経済の活性化にも寄与するものです。

しかし、現状では固定的な性別役割分担意識や、男性中心型労働慣行が維持されていることなどにより、家事や子育て等における女性の負担が重くなっている結果、女性が職場等において活躍することが困難になることも多くなっています。

本町における町民意識調査結果では、家事の分担について「自分とパートナーで」行っているのは1割前後となっており、「主として自分」か「主としてパートナー」に偏っている傾向にあります。また、ジェンダー平等社会の形成のため富岡町が力を入れたらよいことについて、「仕事と家庭の両立ができるよう経営者、事業者に対する啓発活動」が3割以上の回答となっており、仕事と家庭の両立は昨今の課題となっています。

性別にかかわらずすべての人が、自らの希望で仕事と家庭生活を両立し活躍するために、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の促進、ニーズに応じた子育て・介護支援策の充実などの取組を進めていきます。

取組の方向性1 安心して働き続けることのできる環境づくり

どのようなライフスタイルでも、安心して働き続けることができるように、社会全体で支える環境づくりを推進していきます。

(1) 就労環境の整備の促進

働きやすい職場環境づくりを目的とした啓発活動を推進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①労働関係法令の遵守	事業者に対して、労働関係法令や男女雇用機会均等法などの法令を遵守するよう周知を図ります。	産業振興課
②ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方を見直すための啓発活動や、家族みんなで家庭での役割を考える機会を提供します。	生涯学習課

(2) 労働環境（就労環境）改善のための情報提供・啓発

事業者や労働者に対し、労働環境（就労環境）改善のための情報提供や啓発を行うとともに、自営業者に対しても、就業環境の整備に向けた啓発や支援を進めます。

施策・事業名	取組内容	担当課
①柔軟な就労形態の普及・啓発	フレックスタイム制や在宅ワークなど多様な働き方を推進する取組をホームページ等で情報提供を行います。	生涯学習課
②家族経営協定の推進	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	産業振興課
③福島広域雇用促進支援協議会との連携	福島広域雇用促進支援協議会が主催する各種セミナーや講座、就職相談会等について、広報紙やホームページで広報・周知を行います。	産業振興課
④福島県次世代育成支援企業認証制度（「仕事と生活の調和」推進企業認証）の普及啓発	福島県次世代育成支援企業認証制度を利用し、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を増やし、企業価値を高める支援につなげていきます。	生涯学習課

(3) 男女の産育・介護休暇取得の促進

男女ともに産育・介護休暇を取得できる環境の整備を促進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①産育・介護休暇等制度の周知	妊娠・育児・介護と仕事との両立の促進に向け、制度の改正等について広報紙やホームページ、各SNS等で周知を図ります。	生涯学習課
②町職員の産育・介護休暇等の取得促進	町職員において、性別にかかわらず産育・介護のための制度を積極的に活用できるよう、制度の利用促進を図ります。	総務課
③企業等における産育・介護休暇制度の利用促進	産育・介護休暇等取得推進を目的とした支援制度について、事業者に周知を行い、制度が利用しやすい環境整備を行うよう求めます。	生涯学習課
④男性の家庭生活の参画に関する啓発	男性が家事・育児及び介護などの家庭生活へ参画するための学習機会を提供し、子育てや介護にかかわる行事やイベント等について、男性の積極的な参加を呼びかけます。	生涯学習課

取組の方向性2 仕事と家庭生活を両立するための支援

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養といった「家庭生活」との調和を図り、その両方を充実させる環境づくりを目指します。

(1) 多様な子育て支援の充実

子育て中の方が一人で悩まずに子育てができるよう、子育てを社会全体で支える地域づくりを推進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①多様な保育サービスの充実	延長保育、休日保育、一時預かり、子育て支援センターの充実などにより、働きやすい環境づくりを行います。	教育総務課
②世代間交流事業の推進	地域ぐるみでこどもを育てる仕組みづくりの一助として、合同運動会における地域住民の参画や中学生の職場体験の受け入れ、高齢者との交流会など世代間交流事業の充実を図ります。	教育総務課 生涯学習課
③放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブ健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施することで、放課後における児童の居場所を確保するだけでなく、児童に多様な学習や体験、交流をする場を提供します。 ○放課後児童健全育成事業 放課後において、就労等により自宅に保護者がいない児童を対象に、安全安心に学習や遊び生活できる環境を提供します。 ○放課後子ども教室事業 多様な学習や体験活動、地域住民等との交流の機会を提供します。	教育総務課
④妊婦のための支援事業の実施	富岡町のすべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで寄り添って保健師等が相談に応じ、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用における負担軽減を図る「妊婦等包括相談支援」を一体的に実施します。	福祉課
⑤産後ケア事業の実施	出産後に、安心して子育てができるよう、助産所や病院へ行ったり、または助産師に自宅へ訪問してもらい、お母さんと赤ちゃんのケアや育児指導を受けたり、育児に関する相談ができる産後ケア事業を実施します。	福祉課
⑥ファミリーサポートセンターの普及拡大	こどもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が会員となり、地域で相互援助活動を行う事業であるファミリーサポートセンターについて、普及・会員拡大に努めます。	福祉課

(2) 包括的な介護サービス・相談体制の充実

介護負担の軽減や、仕事と介護の両立を支援する環境づくりを推進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①地域包括支援センター機能の充実	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が互いに連携をとりながら、高齢者や家族等の日常生活の困りごとや悩みごとの相談に応じて、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支援センターの相談等機能の充実を図ります。	福祉課
②介護保険施設等の整備促進	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を町民の健康増進及び福祉の受け皿として様々な福祉・介護サービスにより支援していきます。	福祉課
③介護サービスの充実	高齢者が様々な介護サービスを利用できるよう、随時広報紙やホームページ等で情報提供します。	福祉課
	高齢者や介護者が気軽に介護サービスの相談ができるよう、体制を整え質的向上を図ります。	

基本目標Ⅳ 健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり



現状と課題

心身の健康は、生活の資本とも言えるものです。女性と男性では異なる健康上の問題に直面することもあり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことはジェンダー平等社会の形成にあたっては重要な考え方となります。

特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意しなければならず、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）は、個人としての尊厳を重んじる「ジェンダー平等社会の実現」にとって欠かすことのできない視点となります。こうしたことを踏まえ、すべての人が生涯にわたって健康で快適な生活を送れるように、心身の健康支援の充実を図っていく必要があります。

また、配偶者・恋人などからのドメスティック・バイオレンス（DV）、職場や教育現場などでみられるセクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラと表記）、性暴力、人身取引、インターネット上の性的な暴力（リベンジポルノや児童ポルノ画像等）などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。被害者の多くは女性（女兒）であるものの、男性（男児）、性的マイノリティの大人やこどもも被害を受けることがあります。これらの暴力は、決して許されるものではなく、克服すべき重要な課題です。

地域社会を取り巻く状況が変化する中では、年齢や障がい・性別等にかかわらず、また、困難な問題を抱える人も、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、一人ひとりが生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて、環境の整備や支援を行う必要があります。

令和6年（2024年）4月1日に施行された困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）に基づき、困難を抱える女性とともに、近年増加している外国人の方への困りごとの把握とその支援にも取り組み、誰しものが安心して暮らせるまちづくりの形成が必要になっています。

取組の方向性1 すべての町民の生涯にわたる健康づくり

町民が生涯にわたって健康で快適な生活を送れるよう、健康増進事業を推進していきます。また、貧困等の生活上の困難に直面しやすいひとり親世帯等に対し、それぞれの状況に応じた支援を行います。

（１）生涯にわたる心身の健康支援

生涯にわたって心身ともに健康で豊かなゆとりある生活を送れるように、心身の健康支援の充実を図ります。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行うとともに、この視点に立って女性の健康管理と母性保護の徹底が図られるよう、各種事業を推進します。

施策・事業名	取組内容	担当課
①健康保持・増進のための普及啓発	町民の健康保持・増進を図るため健康に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、心身の健康づくり及び生活習慣病の予防などライフステージに合った健康管理の指導と心身にわたる様々な悩みに対する相談体制の充実を図ります。	健康づくり課
②望まない妊娠や性感染症の予防対策の推進	性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠や性感染症に関する予防対策の普及・啓発を行います。	健康づくり課
③性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する知識の普及	性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の概念の浸透を図ります。 ○リプロダクティブ・ヘルス 性やこどもを産むことにかかわるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることです。 ○リプロダクティブ・ライツ 自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のことです。	健康づくり課
④性に関する教育・情報提供	性に関する正しい理解と知識を得るための情報収集と情報提供を行います。	健康づくり課
	学校教育の中で、発達段階に応じて性に関する教育を行います。	教育総務課
⑤自殺予防の取組	自殺対策を支える人材育成や居場所づくり、相談体制の充実など、自殺の予防に関する支援を行います。	健康づくり課

（２）生活上の困難を抱える方への支援

様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

施策・事業名	取組内容	担当課
①生活上の困難を抱える方への支援	生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題を踏まえ、専門機関や各関係機関との連携により適切な支援を行います。	福祉課
	ひとり親家庭等に対し、経済的自立を図り資格取得やスキルアップを促進するため、就業相談、情報提供、職業紹介等の就業支援を行います。	産業振興課
②貧困等生活上の困難に直面するこどもへの支援	ひとり親家庭等に対し、世帯やこどもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行います。	福祉課 教育総務課
	貧困の次世代の連鎖を断ち切るため、貧困の状況にあるこどもへの生活や教育の支援を行います。	

取組の方向性2 あらゆる暴力的行為の根絶

一人ひとりの人権が尊重される社会を目指すため、男女間のあらゆる暴力をなくし、関係機関との連携・協力体制の整備を進めるとともに、すべての人が尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指します。

(1) あらゆる暴力の防止・根絶に向けた広報・啓発・教育

DVやハラスメント等は重大な人権侵害であるという認識のもと、あらゆる暴力や性差別などの根絶を目指し、広報・啓発・教育の充実に努めます。

施策・事業名	取組内容	担当課
①DVやハラスメント等の根絶に向けた広報・啓発	性別や年齢、社会的な立場の差異を利用した暴力（DV、セクハラ、パワハラ、ストーカー行為、虐待等）の根絶を目指し、重大な人権侵害であるという認識を高めるため、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた情報提供や啓発を行います。	生涯学習課
	職場、学校、企業におけるハラスメント等の防止に向けた取組を促進します。	全庁
②若年層の性犯罪・性的被害防止	児童や生徒に対するSNSやインターネットを利用した性犯罪等の被害防止の呼びかけを行います。	教育総務課
③DV防止に向けた学習機会の提供	DV防止を啓発するため、DV防止法や相談窓口を広報紙やホームページ等で周知するとともに、講演会や講座などDVに関する学習機会を提供します。	福祉課 生涯学習課

(2) 被害者の安全確保と相談・支援体制の充実

DVやハラスメント等、あらゆる暴力をなくすとともに、被害に悩む人を救済できる体制の整備を進めます。

施策・事業名	取組内容	担当課
①専門相談窓口等の情報提供	DV、虐待等の被害者が一人で悩むことなく、適切な支援や助言を行うとともに、必要に応じ県女性のための相談支援センター等の専門相談窓口を案内します。	福祉課
②連携・相談体制の充実	DV、虐待等の相談を受け、保護と自立支援が円滑に図れるよう、関係機関と連携し対処していく体制を整備します。	福祉課

第5部

計画の推進体制

第5部 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁的に取り組むことはもちろんですが、行政の力だけでは達成できません。そのために、行政、町民、地域団体・事業者等がそれぞれの立場に応じた役割について理解・協力し、積極的に取り組んでいくことが必要です。

1 推進体制の確立

- 本町のあらゆる施策にジェンダー平等の視点を反映させていく必要があります。施策を総合的かつ計画的に推進するために、庁内関係各課の一層の連携を図り、推進体制の強化に努めます。
- また、計画の推進にあたり、行政、町民、地域団体・事業者のそれぞれに期待される役割は以下の通りです。

【行政】

- 町民や事業者、町職員に対し、「富岡町男女共同参画推進条例」の目標の浸透を図るとともに、町民や地域団体、事業者の模範となるよう、自らジェンダー平等を積極的に推進する
- 町民が一人ひとりの能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような環境や条件の整備を進める
- 国や県及び男女共同参画推進団体等との十分な連携を図り、町民や事業者との協議のもとで、ジェンダー平等のまちづくりに向けた施策を実施する

【町民】

- 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的にジェンダー平等のまちづくりの推進に努める
- 固定的な性別役割分担意識を見直し、家庭生活や就業、地域活動等において計画推進にあたっての、権利と責任をともに分かち合う
- ジェンダー平等のまちづくりに向けた、町の取組について理解し、積極的に協力していく

【地域団体・事業者】

- 地域社会の一員として、条例の趣旨等にのっとり、団体活動・事業活動において、積極的にジェンダー平等のまちづくりの推進に努める
- ジェンダー平等のまちづくりに向けた、町の取組について理解し、積極的に協力していく

2 計画の進行管理

- 町民の意見を反映させ、ジェンダー平等の推進に関する事項について調査・審議を行う富岡町男女共同参画審議会の機能を充実します。また、計画期間中の国や県をはじめ社会情勢等の変化に応じて計画内容の見直しを行います。

3 関係機関との連携強化

- 社会の構成員それぞれが連携しながらジェンダー平等に主体的に取り組むことを推進するため、地域・事業所・関係機関・各種団体等との連携・協力体制を充実します。

資料編

資料編

○富岡町男女共同参画推進条例

(平成 16 年 6 月 24 日条例第 16 号)

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本施策(第 9 条－第 20 条)

第 3 章 富岡町男女共同参画審議会(第 21 条・第 22 条)

第 4 章 雑則(第 23 条)

附則

前文

私たちは、人として平等であり、性別にとらわれることなく、お互いにその人権を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮することが求められている。

富岡町においても、「協働・共生のまち～さくら富岡」をスローガンに男女共同参画社会の実現をめざして、様々な施策の展開に努めてきた。

しかし、重要な方針や企画、決定の場にはまだまだ女性の参画が少ないことや、少子高齢化が進む中で、子育てと仕事を両立させる仕組みや体制も不十分であり、併せて性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行も依然として残っている。

このような情勢に対応し、調和のとれた豊かで活力ある町として発展していくために、家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野で男女が共にその能力を発揮し、まちづくりに取り組むことが必要となっている。

ここに、私たちは、男女の区別なく、町民一人ひとりが平等で共に参画する地域社会をつくるため、男女共同参画の推進に町民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、富岡町(以下「町」という。)、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、町の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女の特性を認め実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

(言葉の意味)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味を次のように定める。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「女性は家事や子育て中心で、男性は仕事中心」というように性別によって、役割を決める考えをいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会の

格差を改善するため、必要な範囲において男女の何れか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により、当該個人に不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の身近な異性から受ける肉体的、性的、精神的又は経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会は、次の基本理念に基づいて推進しなければならない。

(1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないこと、能力を発揮する機会が保障されること、その他男女の人権が尊重されること。

(2) 男女は、社会で活動するときに固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣行の影響を受けないように配慮されること。

(3) 男女は、社会の対等なパートナーとし、政策、方策の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援の下に子育て、家族の介護など、家族としての役割を果たしながら仕事や学習、地域活動が送られるようにすること。

(5) 妊娠、出産に関し、男女がお互いの意思を尊重すること、及び生涯にわたりお互いに健康な生活を営むことについて配慮されること。

(6) 国、他の地方公共団体と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施する責務を有する。

2 町は、前項に規定する施策を推進するに当たり、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会について理解を深め、これらの分野に積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力行為を助長させる表現を使用しないように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めようとするときは、町民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、富岡町男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(町民及び事業者の理解の促進)

第11条 町は、男女共同参画について町民及び事業者の理解促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女共同参画を推進するための施策を実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置への支援)

第13条 町は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、町民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の推進)

第14条 町は、町の政策又は施策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保するように努めるものとする。

2 町は、民間の団体における方策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該民間の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

第15条 町は、男女が共に家庭生活と職業生活を両立することができるよう町民及び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第16条 町は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を発揮し、その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(町民及び事業者の報告など)

第 17 条 町長は、男女共同参画を推進するために必要があると認めたときは、町民及び事業者に対して、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 町長は、事業者における男女共同参画の推進に関する取り組みを普及させるため、事業者を表彰する等その取り組みを推進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第 18 条 町は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(男女共同参画推進員)

第 19 条 町は、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を置くものとする。

2 男女共同参画推進員は、男女共同参画の推進に関する講座等を企画・実施し、地域において男女共同参画の推進に努めるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第 20 条 町は、町民及び事業者の男女共同参画の推進に関する理解並びに男女共同参画の推進に関する取り組みをするため、男女共同参画推進週間を 6 月に設ける。

2 町は、男女共同参画推進週間において、町民及び事業者の協力の下に、男女共同参画の推進を図る各種事業等を実施するものとする。

第 3 章 富岡町男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第 21 条 町長の附属機関として、富岡町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、知識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱又は任命する。この場合において、町長が適当と認める者のうち 3 名以内を公募するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(規則への委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条及び第 3 章の規定は、別に規則で定める日から施行する。

○富岡町男女共同参画審議会規則

(平成 18 年 6 月 27 日規則第 27 号)
改正令和 6 年 12 月 10 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富岡町男女共同参画推進条例（平成 16 年富岡町条例第 16 号）

第 22 条第 5 項の規定に基づき、富岡町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会には、会長及び副会長を 1 人置き委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし委員任期満了に伴い、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、町長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後の最初に開催される会議は、第 3 条第 1 項の規定に関わらず、町長が招集する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 10 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

○男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じな

ればならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員

の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）

最終改正令和 5 年 6 月 14 日法律第 53 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。

以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは

電子メールの送信等をする事。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置く事。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置く事。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置く事。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をする事。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者

がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地

- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に

掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 三 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 二 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（次項において「書面等」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 三 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面等の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 二 保護命令は、相手方に対する電子決定書（第二十一条において準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。）の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 三 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 四 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記

載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

- 2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、相手方は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。
- 4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第十九条の二 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

- 2 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。
- 3 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。
- 4 前三項の規定にかかわらず、相手方は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。
- 5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

（事件に関する事項の証明）

第十九条の三 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第百三十二条の十三の規定を除く。）を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲

げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若

しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成 26 年 10 月 10 日

附 則 （令和元年 6 月 26 日法律第 46 号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和 4 年 5 月 25 日法律第 52 号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和 5 年 5 月 19 日法律第 30 号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施

行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和 5 年 6 月 14 日法律第 53 号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十五条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第四百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第四百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）

最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基
本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の
推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明ら
かにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活
躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活
躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化
の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある
社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積
極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場
における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性
と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育
児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその
他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、
男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活にお
ける活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を
行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的
な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両
立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進につい
ての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性
の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなけ
ればならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者
に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活

との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針

となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が

一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるもの

とする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 3 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成 30 年 1 月 1 日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年 6 月 5 日法律第 24 号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和 4 年 10 月 1 日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

（令和 4 年 5 月 25 日法律第 52 号）

最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関

する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、

又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適

切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う

民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）
- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一

年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和 4 年 6 月 15 日法律第 66 号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定公布の日

富岡町男女共同参画審議会委員名簿

(任期：令和5年3月18日～令和7年3月17日)

(敬称略 五十音順)

No.	氏名	区分	所属・役職
1	猪狩 いづみ	会長	富岡町教育委員
2	高野 匠美	副会長	富岡町議会議員
3	荒木 信彦	委員	富岡町社会教育委員
4	猪狩 幸子	委員	一般社団法人富岡町観光協会
5	梅宮 れいか	委員	一般公募・学識経験者
6	遠藤 則政	委員	富岡町行政区長会長
7	佐藤 晴美	委員	元社会教育指導員
8	鈴木 香織	委員	一般社団法人ふたすけ
9	鈴木 みなみ	委員	いわき・双葉の子育て応援コミュニティ cotohana
10	平山 美弘	委員	元富岡第一中学校PTA会長
11	堀川 卓之	委員	富岡町民生委員
12	渡辺 正道	委員	富岡町議会議員

【アドバイザー】

1	岡部 貴敏	福島県男女共生センター
---	-------	-------------

【事務局】

1	坂本 隆広	生涯学習課長
2	三瓶 秀文	生涯学習課 課長補佐
3	遠藤 淳	生涯学習課 副主幹兼生涯学習係長
4	小林 美優	生涯学習課 生涯学習係 主事

用語集

あ行

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

子育てや介護など時間的制約を抱えている労働者の仕事と家庭の両立支援を図るため、育児休業法として平成4年（1992年）4月に施行された法律です（その後平成7年（1995年）に育児・介護休業法に改正）。令和3年（2021年）に成立した改正法では、男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申出をした労働者への個別周知・意向確認の措置の義務化などが盛り込まれました。

■LGBTQ

レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：出生時に診断された性と自認する性が異なる人）、クエスチョニング（Questioning：性自認や性的指向に確信が持てない人）の英語の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を指した総称です。

■エンパワメント（empowerment）

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。

か行

■家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となったことから、令和4年（2022年）5月19日に成立しました（令和6年（2024年）4月1日施行）。困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心・自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

さ行

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成することです。

■ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別は「社会的・文化的に形成された性別」とされ、「社会的・文化的に形成された性別」を（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

■ジェンダー平等

一人ひとりの人間が尊重され、性別にかかわらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあることです。

■女性のエンパワーメント

女性が個人として、そして/あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけることです。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律。平成 27 年（2015 年）9 月 4 日（一部平成 28 年（2016 年）4 月 1 日）施行。女性の活躍推進に向けた目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業※）に義務付けられました。

※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務

令和元年（2019 年）5 月に改正法が成立し、令和 4 年（2022 年）4 月までに順次施行されました。主な改正内容は、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設、ハラスメント対策の強化となります。

■性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV 出演被害防止・救済法）

AV 出演被害により、出演者の心身や私生活に将来にわたり取り返しの付かない重大な被害が、現に生じていることから、AV 出演による被害防止と被害者の救済を目的として、令和 4 年（2022 年）6 月 23 日に施行された法律です。

■性自認（Gender Identity）

自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の出生時に割り当てられた性別と同じ人もいれば、異なる人もいます。また「私はいずれの性別でもない」「私はいずれの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいます。性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる人や、いずれの性別にも違和感を感じる人をトランスジェンダーと呼びます。

■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とし、平成 30 年（2018 年）5 月に施行されました。令和 3 年（2021 年）6 月に改正法が成立・施行され、主な改正点は、女性の政治参加を促すため、政党と政治団体に対し、選挙の候補者の選考方法を改善することや、政党と政治団体に加え、国や地方公共団体に対して、セクハラや、マタハラを防ぐ取組に努めるよう求めている点です。

■性的指向（Sexual Orientation）

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。例えば、同性に向けば同性愛、異性に向けば異性愛です。

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状を踏まえ、令和 5 年（2023 年）6 月 23 日に施行されました。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

■性的マイノリティ

恋愛対象が同性や両性の方、出生時に診断された性と自認する性が異なる、あるいは自分の性がはっきりしないなどといった人々を広く表す総称のことであり、「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」などと呼ばれることもあります。

■セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment/セクハラ）（性的嫌がらせ）

相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすることです。

■SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスをいいます。代表的なものとしては、X（旧 Twitter）、Facebook、mixi、LINE、Instagram 等があります。

■SOGI（ソジまたはソギ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉で、誰もがもつ性のあり方を表しています。性的マイノリティの人だけではなく、異性愛者の人や身体の性に違和感を持っていない人（Cisgender：シスジェンダー）も含むすべての人の性のあり方を包含する考えのことです。

た行

■多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員としてともに生きていくことです。

■男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は令和 2 年（2020 年）12 月 25 日に閣議決定されています。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第 14 条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）

本用語の明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。なお、ドメスティック・バイオレンスには身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。

は行

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法／DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、平成 13 年（2001 年）に公布、一部施行され、平成 14 年（2002 年）4 月に全面施行されました。令和 5 年（2023 年）には改正法が成立し、主な改正内容としては、

- ・接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加
 - ・接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に（改正前は「身体に」）重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大
 - ・接近禁止命令等の期間を 6 ヶ月から 1 年間に伸長
 - ・被害者と同居する未成年の子への電話等の禁止命令を創設
 - ・保護命令違反の厳罰化（2 年以下の懲役／200 万円以下の罰金）
- などとなっています。

■働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、平成 31 年（2019 年）4 月より順次施行されました。働き方改革関連法によって、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保など、様々な法改正がなされています。

■パワー・ハラスメント（Power Harassment/パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

■ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置するものです。保育施設までの送迎、保育施設の保育時間開始前や終了後の一時預かり、保護者の病気や急用の場合の一時預かりなどの事業を行います。

■ポジティブ・アクション(positive action)（積極的改善措置）

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するものです。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされています。

ま行

■無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことです。女性や若い人に対して見下したような態度をとったり、性的マイノリティに対して心ない発言をしたり、日常の何気ない言動になって現れるものです。（例：お茶出しは女性がやるもの、雑用は決まって若手の仕事、など）

ら行

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としています。

第二次富岡町 男女共同参画まちづくり基本計画

令和7年（2025年）3月

発行者 富 岡 町

編 集 富岡町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1

（富岡町文化交流センター学びの森内）

電話：0240-22-2626

